

様式－４②

報告書の要約		指定課題に申請する場合は、右欄に『指定』と記入して下さい。	『指定』
助成番号 平成１９年２月２日付 第０６－６号	研究開発テーマ名		契約を重視する公共工事システムに関する研究
	助成研究者	ふりがな 氏名	齋藤 隆 印
		所属	鹿島建設（株）土木管理本部 参与 日本文理大学客員教授
公共工事の入札・契約制度の設計と運用とは、各主体間の望ましいリスクと対価の分担を決定し、実現することにほかならない。 旧来の安心システムでは、安心システムは、指名・談合入札と片務的・ハイリターン契約から構成されているが、このシステムは、納税者意識が希薄であったことと潤沢な予算が存在したからこそ、存立が可能であった。この安心システムは、行政の無謬性の担保と企業経営の確実性向上の好循環を促す機能を有していた。 しかし、納税者意識の高まりと潤沢予算の喪失という二つの環境の変化によって、安心システムが機能不全に陥る場合が少なくない。各企業が自己への副作用ならびに他者への影響度を最小としながら、経済的に受注リスクを軽減する対応策を実施できる環境を整備する必要がある。 受注者へのアンケート調査の結果、現行の契約実務には、多くの改善の余地があることが明らかとなった。以下は、多くの受注者から指摘があった項目である。 （１）「契約」に関する提言 ・契約は総価・単価契約に改め、また数量表を添付する ・仕様書の内容には、現場の施工条件を明確に記載する ・甲の都合による仕様の変更は設計変更と認める ・契約変更は、変更積算時に本局と出先機関との調整を短時間、かつ確実に実行する （２）「工事」に関する提言 ・発注者事由による着工遅延については、人件費、経費などを認める ・仮設工事は具体的適用例を明示する ・自然災害や近接工事等による作業待機は、実情に合う工期を設定する ・関連業者による関わり合いや地元対策は義務ではないことを再認識する ・第三者折衝を請負者側に担当させることは改める 受注者は、特に契約約款第 18 条、19 条、20 条について多くの改善要望を持っていることが明らかとなった。ただし、問題の性格は、各条項で異なると考えられる。			

第 18 条と 20 条に関連する問題の多くは、現場担当者が条項を遵守しないために発生する問題であると考えられる。これに対して第 19 条は、「発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。」と記述されている。条項そのものが、発注者の都合のみを優先する内容となっている。受注者は変更内容に関する通知を受けるのみで、工期や請負代金の変更についても必要があると認められる時に限定されている。

一般的に、設計図書の内容が変更された場合には、図面の修正、対外機関との再調整、材料・労務等の手配および工法などに関する再検討など極めて大きな影響が生じる。このような状況が発生した場合には、発注者は受注者に対して変更が生じた経緯の説明、変更に伴う受注者への照会、さらには可能な工期設定に関する協議、請負代金額の変更に関する協議を対等な立場で実施できる環境を整備すべきである。

今回の調査・分析を通して、従来の日本の契約マネジメントは信義に基づくものとはいえない場合があったことが明らかとなった。発注者の受注者に対する期待感は「安心」である。安心とは、相手は自分を裏切ったら損をするので、相手は裏切らないとの「確信」を持っている状態である。指名競争入札下において発注者は、受注者が「裏切るはずはない」との安心感を持っていた。この安心感の上に「胡坐をかいてきた」発注者が少なかったと考えられる。片務的契約実務とは、安心が「歪んだ形」で現れたものといえる。

わが国では、今後とも真の信義則を実践するために、真摯な努力を継続していくことが必要であると考えられる。建設実務者は、信頼性契約の実践が真の信義則の中核をなし、その第一歩が発注者の信頼性維持・向上にあることを理解する必要がある。